

## 扶桑町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護するため、ブロック塀等の撤去（ブロック塀等を取り除く工事に加え、既存ブロック塀等の基礎部分を残した工事を含む。第4条において同じ。）を実施する者に対し、予算の範囲内において扶桑町が交付するブロック塀等撤去費補助金（以下「補助金」という。）に関し、扶桑町補助金等の予算執行に関する規則（昭和50年扶桑町規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀（門柱を含む。）で道路からの高さが1メートル以上のものをいう。
- (3) 一団の土地 同一の利用に供されている一団の土地をいう。

### (補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、ブロック塀等を所有する個人又は法人（次条において「所有者」という。）とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、町内に存するブロック塀等の所有者が、道路及び公共施設の敷地に面する当該ブロック塀等を撤去する工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助の対象としない。

- (1) 家屋の建て替え（大規模な改築を含む。）に伴い、ブロック塀等の撤去を行う場合
- (2) 既存ブロック塀等の補修のための撤去を行う場合
- (3) 町税を滞納している者が撤去を行う場合
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第

2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者が撤去を行う場合

(5) 前4号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めた場合

2 補助金の交付は、一団の土地につき1回限りとする。

(補助金の額)

第5条 補助金額は、ブロック塀等の撤去に要した経費と撤去したブロック塀等の延長に1メートル当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1の額とし、10万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数は、切り捨てる。

(交付の申請及び決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、当該撤去工事に着手する前に町長に提出しなければならない。

(1) 撤去場所の案内図

(2) 撤去工事の内容を表した図面及び工事着手前の写真

(3) 撤去工事費の見積書

(4) 誓約書(様式第2)

(5) その他町長が必要と認めた書類

2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付を決定し、ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書(様式第3)により申請者に通知する。

(計画変更等)

第7条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめブロック塀等撤去費補助金変更承認申請書(様式第4)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 変更場所の案内図

(2) 変更箇所の図面

(3) 変更後の見積書

2 町長は、前項の申請書が提出された場合において、内容を審査し、相当と認めたときは、ブロック塀等撤去費補助金変更承認通知書(様式第5)により申請者に通知する。

(補助事業の中止)

第8条 申請者は、ブロック塀等撤去工事を中止しようとする場合は、ブロッ

ク塀等撤去工事中止届（様式第6）を町長に提出しなければならない。

（完了実績報告書）

第9条 申請者は、ブロック塀等の撤去工事が完了したときは、ブロック塀等撤去工事完了実績報告書（様式第7）（以下「完了実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 撤去工事費の領収書の写し

(2) 工事完了後の写真

2 前項の完了実績報告書は、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による完了実績報告書を受理した場合は速やかに完了検査を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、ブロック塀等撤去費補助金交付額確定通知書（様式第8）により、その旨を申請者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第11条 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内にブロック塀等撤去費補助金請求書（様式第9）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付する。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金交付決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 第9条第2項に定める期日までに完了実績報告書が提出されなかったとき。

(4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成30年6月18日以後に着手する撤去工事について適用する。

### (特例措置)

- 2 平成30年度、平成31年度及び平成32年度における補助金額等については、第5条の規定にかかわらず、「2分の1」とあるのは「3分の2」と、「10万円」とあるのは「20万円」とする。
- 3 平成30年6月18日から平成30年10月31日までの間に着手する撤去工事に係る第6条第1項及び第9条第2項の規定の適用については、第6条第1項中「当該撤去工事に着手する前に」とあるのは「速やかに」と、第9条第2項中「当該完了の日」とあるのは「第6条第2項の決定の日」とすることができる。

様式第1 (第6条関係)

年 月 日

扶桑町長

様

〈申請者〉

住所(所在地) \_\_\_\_\_

氏名(名称) \_\_\_\_\_

電話( \_\_\_\_\_ )

(法人の場合は法人名及び代表者名)

ブロック塀等撤去費補助金交付申請書

記

ブロック塀等撤去費補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

撤去場所		扶桑町大字
撤去する ブロック 塀等	種類	コンクリートブロック、コンクリートパネル、レンガ、石材、その他( )
	高さ	m
	延長	m
工事費		メートル単価 円/メートル
(ブロック塀等撤去分)		総工事費 円(税込)
工事予定期間		年 月 日 ~ 年 月 日
工事施工業者		(電話 )
補助申請額		円(千円未満端数切り捨て)
申請額の内訳		m × 円/m × 1/2 = 円
撤去後の跡地 利用計画		<input type="checkbox"/> 更地 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> その他
備考		
添付書類		(1) 撤去場所の案内図 (2) 撤去工事の内容を表した図面及び工事着手前の写真 (3) 撤去工事費の見積書 (4) 誓約書(様式第2) (5) その他町長が必要と認めた書類(契約書の写し)

様式第 1 付図

付近見取図（案内図）	
<p>※補助申請場所を図の中心あたりに表示。</p>	
敷地平面図	
<p>※ブロック塀等の設置状況を明示。 ※隣接地の土地利用状況等（道路は幅員等）も記載。</p>	
断面図（その 1）	断面図（その 2）
<p>※公道等との接面状況（高低差等）を明示。</p>	

## 誓 約 書

扶桑町長 様

住所（所在地）

---

氏名（名称）

---

電話（            —            —            ）

（法人の場合は法人名及び代表者名）

私は、ブロック塀等の撤去工事の完了以後、下記に示す撤去跡地を含む同一敷地内の公道等に接面する場所を安全で良好な状態に保つため、倒壊等による災害の危険をもたらす恐れのある垣、柵、塀の類（ただし、敷地地盤面からおおむね60センチメートル以下の高さの垣、柵、塀の類を除く。この場合、接面する公道等が建築基準法第42条第2項における道路であるときは、原則、道路中心から2メートル以上後退する。）を新たに設置しないことを誓約します。

記

補助対象事業施行場所(ブロック塀等の撤去跡地)

扶桑町大字

---

様

扶桑町長

### ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった扶桑町ブロック塀等撤去費補助金については、扶桑町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、交付することに決定します。

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付条件 交付申請書記載のとおり

#### 備考

- 1 補助事業等の計画変更をする場合は、変更承認申請書を提出すること。また、撤去工事を中止する場合は、中止届を提出すること。
- 2 補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い期日までに完了実績報告書を提出すること。

年 月 日

扶桑町長 様

〈申請者〉

住所（所在地） \_\_\_\_\_

氏名（名称） \_\_\_\_\_

電話（ \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ ）

（法人の場合は法人名及び代表者名）

ブロック塀等撤去費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったブロック塀等撤去事業について、計画内容に変更が生じたので下記のとおり申請します。

記

区 分		変 更 前	変 更 後
変更内容	撤去延長	m	m
	撤去後の高さ	m	m
	工事費	円	円
変更理由			
備 考			

（必要添付書類）

変更場所の案内図、変更箇所の図面、変更後の見積書

第 号  
年 月 日

様

扶桑町長

### ブロック塀等撤去費補助金変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で通知した扶桑町ブロック塀等撤去費補助金については、下記のとおり変更することを承認します。

記

区 分	変 更 前	変 更 後
交 付 決 定 額	金 円	金 円
交 付 条 件		

備 考

- 1 補助事業等が完了したときは、完了の日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い期日までに完了実績報告書を提出すること。

様式第6（第8条関係）

年 月 日

扶桑町長 様

〈申請者〉

住所（所在地） \_\_\_\_\_

氏名（名称） \_\_\_\_\_

電話（ \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ ）

（法人の場合は法人名及び代表者名）

ブロック塀等撤去工事中止届

記

先に申請したブロック塀等撤去費補助金交付申請については、次のとおり中止したいので申請します。

撤去申請場所	扶桑町
中止事業 (ブロック塀等撤去)	撤去延長 メートル
交付決定金額	円
交付決定通知 番号及び年月日	第 号 年 月 日
中止理由	

年 月 日

扶桑町長 様

住 所（所在地） \_\_\_\_\_

申請者

氏 名（名称） \_\_\_\_\_

## ブロック塀等撤去工事完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けたブロック塀等撤去工事が下記のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

### 記

1 完了年月日 年 月 日

2 添付書類

必要添付書類 撤去工事費の領収書の写し  
工事完了後の写真

様

扶桑町長

ブロック塀等撤去費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったブロック塀等撤去事業に係る補助金について、  
次のとおり交付額を確定したので通知します。

記

- |   |          |   |   |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

備 考

- 1 補助金の交付を受けようとするときは、この通知を受けた日から起算して10日以内に  
ブロック塀等撤去費補助金請求書を提出すること。

年 月 日

扶桑町長 様

住 所（所在地） \_\_\_\_\_

申請者

氏 名（名称） \_\_\_\_\_ 印

### ブロック塀等撤去費補助金請求書

扶桑町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

支払請求額 金 円

振替先金融機関	金融機関名	銀行 金庫 本店 ・ 支店 農協
	預金の種類	普通 ・ 当座 (該当を○で囲む)
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	